

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援等に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化の推進

- (1) 情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備の維持管理や更新について、必要な財政措置を講じること。

また、情報通信格差是正事業補助金等を活用して整備した地域イントラネット及びケーブルテレビ事業（都市自治体出資の第三セクターも含む）の情報通信設備機器の更新に対し、財源措置を講じること。

- (2) 情報通信基盤の整備を促進するため、民間事業者による、第4世代携帯電話網を含む超高速情報通信網の整備について、支援措置を拡充すること。

さらに、超高速ブロードバンド基盤の施設の新設費用に限定されている現在の支援対象を、既存設備の改修にも拡充すること。

特に、情報通信利用環境整備推進交付金については、交付要件の緩和、補助率の引き上げを図るとともに、民設民営による整備も補助対象に加えるほか、市町村負担分に対しては特別交付税措置を講じること。

- (3) 携帯電話事業者に対して、中継基地局等の整備に当たっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知すること。

2. 地上デジタルテレビ放送を全ての市民が受信できるようにするため、国または放送事業者が事業主体となり、中継局の整備並びに共聴施設の整備・改修など受信環境整備を促進すること。

特に、中山間地域や過疎地・離島等の条件不利地域や新たな難視聴地域においては、CATVの活用や中継局及び共聴施設の整備・維持管理・改修、地上デジタル放送の共聴組合に対する施設維持の負担軽減など、国及び放送事業者の責任において、難視聴地域解消への対策に万全の措置を講じること。

また、今後、新たに難視聴世帯が認められたときに備え、共聴施設新設及び個別

受信対策に係る支援制度を継続すること。

3. ICTを利活用した地域の安全・安心の確保や地域経済の活性化、医療・福祉・教育等の分野におけるサービス開発等、都市自治体が地域の実情に沿ったICT施策を推進できるよう、必要な人材やノウハウの提供、都市自治体への財政措置等、ICT施策推進に係る支援制度の充実を図ること。

また、地域社会における効率的・効果的な利活用の研究・検討の場として、国、都市自治体、大学や企業等の垣根を越えたネットワークづくりを地域ごとに推進するとともに、地域の産学官が協働して実施する地域ICT振興型の研究開発に対する支援を拡充すること。

4. インターネットによる登記情報提供サービスを都市自治体が利用する場合に、公用免除を適用すること。

5. 旧土地台帳付属地図（公図）について、希望する都市自治体が電子データで提供を受けられるようにすること。

6. 土地・建物の表示、又は権利に関する登記をした場合の登記所から都市自治体への書面による通知を電子化すること。

7. 市町村合併等による市外局番と市町村区域の不一致の解消を図ること。